

2026 年 7 月 15 日

各 位

会 社 名 グリーンモンスター株式会社
代 表 者 名 代表取締役 小川 亮
(コード番号 157A 東証グロース)
問い合わせ先 管理部 執行役員 江幡 信隆
(TEL. 03-6304-7647 (代表))

**第三者割当により発行される第 7 回新株予約権、第 8 回新株予約権及び第 9 回新株予約権の発行
並びに行使許可条項付第三者割当契約の締結に関するお知らせ**

当社は、2026 年 7 月 15 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第 7 回新株予約権、第 8 回新株予約権及び第 9 回新株予約権（以下、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと（以下、「本第三者割当」といいます。）並びに割当予定先との行使許可条項付第三者割当契約（以下、「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2026 年 7 月 31 日
(2) 新株予約権の総数	6,500 個 第 7 回新株予約権 1,000 個 第 8 回新株予約権 2,000 個 第 9 回新株予約権 3,500 個
(3) 発 行 価 額	総額 3,510,000 円 (第 7 回新株予約権 1 個につき 1,900 円、第 8 回新株予約権 1 個につき 630 円、第 9 回新株予約権 1 個につき 100 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	650,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 第 7 回新株予約権 100,000 株 第 8 回新株予約権 200,000 株 第 9 回新株予約権 350,000 株
(5) 資 金 調 達 の 額	1,413,510,000 円 (差引手取概算額 : 1,400,090,000 円) (内訳) 新株予約権発行による調達額 : 3,510,000 円 新株予約権行使による調達額 : 1,410,000,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。また、行使価額が調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。
(6) 行 使 価 額	行使価額は、第 7 回新株予約権が 1,250 円、第 8 回新株予約権が 2,050 円、第 9 回新株予約権が 2,500 円です。

(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	① 行使条件 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2026年7月15日）時点における当社発行済株式総数（3,314,900株）の10%（331,490株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。 ② 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会において本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 ③ 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。 ④ 本契約における定め 上記のほか、割当予定先と当社との間で締結予定の本契約において、次の規定がなされます。 <本新株予約権の行使許可> 割当予定先は、以下に基づいて当社が本新株予約権の行使の許可（「本行使許可」といいます。）を行う前に行使することができる第7回新株予約権1,000個を除き、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。本行使許可は、当社取締役会の決議により、段階的に、第8回新株予約権2,000個、第9回新株予約権3,500個の順に実施されます。当社は、本行使許可を行う前に割当予定先が行使することができる第7回新株予約権1,000個すべての行使が終了しない限り、第8回新株予約権に係る本行使許可を行うことができません。また、当社は、第7回新株予約権1,000個及び第8回新株予約権2,000個すべての行使が終了しない限り、第9回新株予約権に係る本行使許可を行うことができません。 当該決議がなされた場合、当社は、速やかに行使可能となった個数を本新株予約権者に通知し、また、その内容を適時開示するものとします。 <新株予約権の取得請求>

	割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前（2028年6月30日）の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、当該時点又は当該事由の発生時から行使期間満了までの間いつでも、当社に対し取得希望日の事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。 ⑤ その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。
--	---

（注）本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

【本新株予約権の発行の目的及び理由】

当社は、「おかねに対する意識と行動を変える」をミッションに掲げ、金融教育コンテンツ及び体験型金融教育アプリの提供を通じて、個人投資家層を中心としたユーザー基盤の拡大を推進してまいりました。主力サービスである「FX なび」、「株たす」、「トウシカ」等を中心に、累計ダウンロード数は1,050万件（2026年3月末）を超えており、金融リテラシー向上と金融サービス利用促進を両立する独自の事業モデルを構築しております。また、金融機関向けを中心とした各種金融サービスに関するアプリケーション及びシステム開発等も展開しております。

さらに、当社グループでは、FPコンサルティングによるライフプランニング及び資産運用支援、ファイナンシャルインテリジェンスによる投資スクール・セミナー運営、並びにファイナンシャルフリーカレッジによるマネースクール運営等を通じ、幅広い金融教育サービスを提供しております。

一方、近年はAI技術の革新的な進化、AIエージェントの普及、ブロックチェーン技術の発展及びデジタル金融市場の拡大を背景として、金融サービス及びそのインフラストラクチャーのデジタル化が世界的に進展しております。当社は、このような構造変化を中長期的な成長機会と捉え、AI及びブロックチェーン技術を活用した次世代金融インフラ領域へ事業を展開しております。

具体的には、AI、ブロックチェーン及び新興インフラ技術への投資を成長戦略の一つとして位置付けるとともに、AIとブロックチェーン技術の融合による新たな事業機会に着目し、関連ソリューションの開発及び次世代金融教育サービスの創出を推進しております。また、これらの事業推進に向けたグローバルな戦略拠点として、香港における事業体制の整備を進めております。

当社は、これらの成長戦略を実現するため、AI、ブロックチェーン及び新興インフラ技術への投資、技術基盤及びソリューションの開発・整備、香港拠点の構築・運営、次世代金融教育分野における研究開発、人材採用及び事業開発（2026年1月19日発表のブロックチェーン・インフラストラクチャー事業計画を含む）等に係る成長投資資金を確保する必要があると判断いたしました。

なお、当社は2026年6月期第3四半期連結会計期間末における現金及び預金の残高が1,003百万円、流動資産合計が1,351百万円と、一定の手元流動性を有しております。他方で、今後の成長投資を推進するにあたり、財務健全性への配慮を行いつつ、機動的かつ段階的な資金調達を可能とし、既存株主の利益にも一定程度配慮した資金調達手法として、本新株予約権の発行を実施することといたしました。

本第三者割当により、当社は既存事業の成長を継続しながら、新たな成長領域への投資を加速し、中長期的な企業価値及び株主価値の向上を目指してまいります。

【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

(1) その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の各種資金調達手段について慎重に検討を行いました。当社においては、現時点で想定している事業基盤の構築整備及び運営開始に係る資金については、既存の手元資金を活用することが可能であり、直ちに大規模な資金調達を必要とする状況にはありません。一方で、当社は、今後の事業展開及び企業価値向上の進展に伴う成長投資機会に対し、機動的かつ柔軟に対応可能な資本政策を構築することが重要であると考えております。特に、当社株式の市場環境及び株価形成の状況を踏まえ、企業価値向上に伴う株価上昇局面において必要な成長投資資金を調達することは、既存株主の皆様の利益にも資するものと判断しております。その検討において、公募増資については、調達に要する時間及びコストが第三者割当による新株予約権の発行と比較して相対的に大きいこと、また、現時点で必要資金の全額を一括して株式発行により調達した場合、既存株主の皆様に対する希薄化負担が先行して発生する可能性があることから、適切ではないと判断いたしました。また、銀行借入等の間接金融による資金調達については、財務レバレッジの上昇及び借入コスト等を総合的に勘案し、現時点においては、企業価値向上と連動した直接金融による資金調達手法がより適切であると判断いたしました。

(2) 本資金調達方法（第三者割当による新株予約権の発行）について

本資金調達方法は、当社が主体となり、一定の条件のもと本新株予約権者に行使許可（本行使許可の前に行使することができる第7回新株予約権 1,000 個を除きます。）を行うことができることが大きな特徴であり、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化及び利益に一定程度配慮するスキームとなっています。これらの特徴に鑑みると、本資金調達は現時点において他の資金調達方法と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり、当社は新株予約権の割当予定先に対し、①純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、②株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③大株主として長期保有しないこと、④株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、⑤環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出した場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等を求めています。割当予定先との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

① 株式価値希薄化への配慮

本行使許可の前に行使することができる第7回新株予約権 1,000 個を除き、割当予定先は、当社が本行使許可を行った場合に限り、本行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使でき、行使された場合、実際に希薄化は起こりますが、株式のみでの増資に比べて希薄化への配慮はされていると考えます。また、割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。株価が行使価額を上回った場合、割当予定先は、本行使許可の前に行使することができる第7回新株予約権 1,000 個については本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で行使をすることができるとともに、その他の本新株予約権については本行使許可の範囲内で行使をすることができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、本新株予約権の発行決議日（2026 年 7 月 15 日）時点における当社発行済株式総数（3,314,900 株）の 10%（331,490 株）を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。これにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮した資金調達が可能と考えております。

② 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式総数は、当社発行済株式総数の 19.61%（650,000 株）であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を割当予定先において順次市場にて売

却することで、流動性の向上が見込まれます。

③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により、割当予定先に対して取得日の通知又は公告を行ったうえで、発行価額と同額で割当予定先から当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することが可能となっております。

また、本行使許可の前に行使することができる第7回新株予約権1,000個を除き、割当予定先は、当社が本行使許可を行った場合に限り、本行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。

これらにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はさらに切り替えることが可能となります。

④ 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本契約においては、後述の【本新株予約権の特徴について】に記載する特徴を盛り込んでおります。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達手段の可能性も広がってまいります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、事業基盤の強化及び成長領域への戦略投資を着実に推進し、中長期的な企業価値の向上を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

【本新株予約権の特徴について】

本新株予約権は、当社の資金需要や株価動向を総合的に判断できるようにする観点から以下の特徴が設けられています。

(1) 行使許可条項

割当予定先は、本行使許可を行う前に行使することができる第7回新株予約権1,000個を除き、当社が本行使許可を行った場合に限り、本行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。本行使許可は、当社取締役会の決議により、段階的に、第8回新株予約権2,000個、第9回新株予約権3,500個の順に実施されます。当社は、本行使許可を行う前に割当予定先が行使することができる第7回新株予約権1,000個すべての行使が終了しない限り、第8回新株予約権に係る本行使許可を行うことができません。また、当社は、第7回新株予約権1,000個及び第8回新株予約権2,000個すべての行使が終了しない限り、第9回新株予約権に係る本行使許可を行うことができません。

当社は本行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しつつ柔軟な資金調達をすることが可能となります。

(2) 行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2026年7月15日）時点における当社発行済株式総数（3,314,900株）の10%（331,490株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

(3) 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、上記（２）の行使許可条項と相まって、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

（４）譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記記載の条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額

調達する資金の総額	1,413,510,000 円
内訳（新株予約権の発行による調達額）	3,510,000 円
（新株予約権の行使による調達額）	1,410,000,000 円
発行諸費用の概算額	13,420,000 円
差引手取概算額	1,400,090,000 円

（注）１．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

２．発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用 3,000,000 円、登記費用関連費用 500,000 円、その他諸費用（株式事務手数料・外部調査費用）9,920,000 円となります。

３．本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

４．新株予約権の行使による調達額は、行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が調整された場合には、上記差引手取概算額は増加又は減少します。

（２）調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金 額 (百万円)	支出予定時期
① AI、ブロックチェーン及び新興インフラ技術への投資	750	2026年 9 月～2028年 6 月
② 香港拠点の構築・運営に係る費用	230	2026年 8 月～2026年12月
③ 次世代金融教育に向けた新ソリューションの研究及び開発	300	2026年 7 月～2028年 6 月
④ 上記①及び②以外の AI 及びブロックチェーン・インフラストラクチャー事業の開発、準備、運用に係る費用	120	2026年 7 月～2028年 6 月

（注）１．今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしています。

２．行使価額が調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権証券の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の

合計額を合算した金額は減少します。

3. 上記の表の「具体的な使途」は、現時点での優先順位の順に記載しており、優先順位の高位から順次充当する予定です。上記②について上記の「支出予定時期」までに本新株予約権の行使による必要資金の調達に間に合わない場合は、その費用を手元資金から支出し、余剰となった投資資金は、上記③及び④に充当いたします。

(具体的な使途について)

調達する資金の使途の詳細は以下の通りです。

① AI、ブロックチェーン及び新興インフラ技術への投資

本第三者割当により調達する資金のうち 750 百万円については、AI、ブロックチェーン及び新興インフラ技術事業の立ち上げへの初期的な戦略投資に充当する予定です。

具体的には、AI 技術への投資、AI 及び AI エージェントとブロックチェーン技術を融合したインフラ・ソリューションの開発、技術パートナーとの共同開発、セキュリティの整備、並びにソリューション運営に必要となる費用に充当する予定です。

AI インフラ事業においては、GPU、クラウド基盤及び関連技術への投資が数十億円規模となる事例が確認されております。また、ブロックチェーン・インフラ事業においてはバリデータ資産の取得、ステーキング運営体制の構築及びデジタル資産の取得・運営に数億円から数十億円規模の資金を要する事例が確認されております。当社としては、これら AI とブロックチェーン及びその他新興インフラ技術を融合したソリューションを目指しており、これらの事例をそのまま当社に適用するのではなく、当社の現在の事業規模、財務状況、リスク許容度及び段階的な事業展開方針を踏まえ、初期投資枠として 750 百万円を上限として設定いたしました。

当社は、これらの投資、開発及び運営を通じて事業基盤を強化し、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

② 香港拠点の構築・運営に係る費用

本第三者割当により調達する資金のうち 230 百万円については、香港拠点の構築及び運営に係る費用に充当する予定です。その内訳として、85 百万円を香港子会社及び事業体制の構築に係る費用、145 百万円をソリューション運営体制の構築に係る費用に充当する予定です。

香港子会社及び事業体制の構築に係る費用については、香港子会社の設立および運営に伴う管理体制の、人材、事業開発、その他拠点の基盤構築に充当する予定です。具体的には、香港子会社の設立および運営に伴う法務・会計・監査などの管理体制整備費用、システム及びインフラ環境の構築費用、人材採用費用、事業開発費用、並びにその他運営費用等に充当する予定です。

ソリューション運営体制の構築に係る費用については、システム及びインフラ環境の構築費用、運営体制整備、外部パートナーとの連携、その他運営に必要な費用に充当する予定です。

なお、上記の各金額は現時点における計画に基づく見込みであり、今後の事業環境、市場動向、事業の進捗状況等に応じて、当資金配分を変更する可能性があります。香港拠点の構築及び運営に係る費用として充当する方針に変更はありません。

③ 次世代金融教育に向けた新ソリューションの研究及び開発に係る費用

本第三者割当により調達する資金のうち 300 百万円については、次世代金融教育分野における新たなソリューションの研究・開発に係る費用に充当することを予定しています。その内訳として、100 百万円を体験型金融教育（投資シミュレーション）の新アプリ開発に係る費用、200 百万円を各種専門人材の採用、外部パートナーシップの構築及び M&A に係る費用に充当する予定です。

体験型金融教育（投資シミュレーション）の新アプリ開発に係る費用については、投資シミュレーション機能を活用した金融教育サービスの企画、設計、開発及び運営体制の構築等に必要となる費用に充当する予定です。

また、各種専門人材の採用、外部パートナーシップ及び M&A に係る費用については、事業開発、プロダクト開発、AI、データ分析その他の専門領域における人材の採用費用、外部企業及び専門機関との提携に係る費用並びに事業拡大及び成長加速を目的とした M&A 関連費用に充当する予定です。

なお、上記の各金額は現時点における計画に基づく見込みであり、今後の事業環境、市場動向、事業の進捗状況、提携先との協議状況及び M&A 案件の検討状況等に応じて、当資金配分を変更する可能性があります。次世代金融教育に向けた新ソリューションの研究及び開発に係る費用として充当する方針に変更はありません。

なお、現時点において具体的に予定している M&A 案件は存在しません。M&A の成立には不確実性が伴うため、適切な投資先が存在しない等、支出予定時期までに想定した M&A を実行せず、M&A の実行のための資金に充当されない場合には、上記「①AI、ブロックチェーン及び新興インフラ技術への投資、②香港拠点の構築・運営に係る費用」に充当する予定です。なお、資金使途に変更が生じた場合は速やかに開示いたします。

④ 上記①及び②以外の AI 及びブロックチェーン・インフラストラクチャー事業の開発、準備、運用に係る費用

本第三者割当により調達する資金のうち 120 百万円については、AI 及びブロックチェーン・インフラストラクチャー事業の高度化並びに追加的な投資に係る費用に充当する予定です。その内訳として、20 百万円をエンタープライズ及び金融機関向け機能並びに運営体制の整備に係る費用、100 百万円を研究開発に係る費用に充当する予定です。

エンタープライズ及び金融機関向け機能並びに運営体制の整備に係る費用については、法人顧客及び金融機関向けのサービス並びに事業運営体制の高度化等に必要な費用に充当する予定です。

また、研究開発に係る費用については、AI 及びブロックチェーン技術を活用した新たなサービス及びソリューションの研究開発、並びに将来の事業機会創出を目的とした先端技術の調査及び検証等に充当する予定です。

なお、上記の各金額は現時点における計画に基づく見込みであり、今後の事業環境、市場動向、技術動向及び事業の進捗状況等に応じて、当資金配分を変更する可能性があります。AI 及びブロックチェーン・インフラストラクチャー事業の開発、準備及び運用に係る費用として充当する方針に変更はありません。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

前述の通り、本資金調達により調達する資金を新規事業の構築及び新たな成長領域への投資資金に充当し、事業の拡大を図ることは、当社の成長基盤の確立及び中長期的な企業価値の向上に資するものであり、ひいては株主価値の持続的向上につながるものと考えております。

当社としては、現時点において一定の手元流動性（2026 年 6 月期第 3 四半期連結会計期間末における現金及び預金の残高が 1,003 百万円、流動資産合計が 1,351 百万円）を有しており、ブロックチェーン・インフラストラクチャー事業に係る初期投資については、自己資金を活用した実行も一定程度可能であると認識しております。他方で、当社は、今後の事業成長及び企業価値向上に対する市場からの評価を適切に反映しながら、資本政策上の柔軟性を確保する観点から、本新株予約権を活用した資金調達手法を選択いたしました。

本新株予約権は、当社普通株式の市場価格に対して一定のプレミアム水準を考慮した行使価額に設定されており、株価上昇局面において段階的な資金調達が実現される設計となっております。そのため、既存株主への希薄化に一定の配慮を行いつつ、当社の成長戦略及び事業進捗に応じた形で必要資金を確保することが可能であると考えております。

また、本資金調達により確保した資金については、次世代金融インフラ事業に関連する技術投資、システム及びソリューションの開発・整備、香港拠点の構築及び運営、人材採用並びに事業開発等に充当する予定であり、将来的な事業拡大及び収益基盤の多様化に資するものと考えております。

さらに、本新株予約権の発行は、株価水準及び市場環境に応じて資金調達が段階的に進行する仕組み

であることから、当社の成長可能性に対する市場評価を反映しながら、中長期的な企業価値向上と資本効率の両立を図ることが可能な手法であると判断しております。

以上より、当社は、本新株予約権の発行及びその資金使途について合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：野口真人）（以下「ブルータス」といいます。）に依頼しました。当社はブルータスが第三者割当増資の引受案件において多数の評価実績があり、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められることから本新株予約権の第三者算定機関に選定いたしました。ブルータスと当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

ブルータスは、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、当該算定機関は、評価基準日（2026年7月14日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社は、第7回新株予約権が行使されたのち、第8回及び第9回新株予約権についても随時行使許可を行うが、基本的には割当予定先による本新株予約権の行使を待つものとする）（当社の株価（868円）、ボラティリティ（66.34%）、配当利回り（1.15%）、無リスク利率（1.446%）及び市場出来高を含みます。）について一定の前提を置き、株式の流動性から売却可能株数を想定して評価を実施しております。

当社は、ブルータスが上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該評価額と同額（第7回新株予約権1,900円、第8回新株予約権630円、第9回新株予約権100円）としました。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額はいずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（2026年7月14日）の東京証券取引所における普通取引の終値868円を参考として、第7回新株予約権について1,250円、第8回新株予約権について2,050円、第9回新株予約権について2,500円に決定いたしました。当社はあらかじめ将来の株価上昇を見越し、段階的に株式を発行できることを期待して行使許可条項を設定しております。本新株予約権は、かかる設定を通じて、当社の持続的成長のための資金需要や株価動向を総合的に判断しつつ機動的な資金調達が可能となると考え、急激な株式の希薄化も考慮し、3段階の新株予約権の行使価額が妥当であると当社が決定したものであります。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均879円に対する乖離率は第7回新株予約権42.21%、第8回新株予約権133.22%、第9回新株予約権184.41%であり、当該直前営業日までの3か月間の終値平均931円に対する乖離率は第7回新株予約権34.26%、第8回新株予約権120.19%、第9回新株予約権168.53%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均1,031円に対する乖離率は第7回新株予約権21.24%、第8回新株予約権98.84%、第9回新株予約権142.48%となっております。本新株予約権の行使価額の算定方法について、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、当社の過去1年間の株価は変動幅が大きく、ボ

ラティリティが高まっており、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、当該取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役2名）は、発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、本新株予約権に係る本評価報告書の結果を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であるプルータスが本新株予約権の算定を行っていること、プルータスによる本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないこと、本新株予約権の払込金額とその公正な価値とは同額であることから、本新株予約権の発行はプルータスの算定結果に照らして割当予定先に特に有利でなく、取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められないとの意見を表明しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は650,000株であり、2026年7月15日現在の当社発行済株式総数3,314,900株に対し19.61%（2026年7月15日現在の当社議決権個数32,303個に対しては20.12%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、本第三者割当は、事業基盤の強化及び成長領域への戦略投資を着実に推進し、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に行うものであり、当社企業グループ全体での売上高及び利益の向上並びに財務体質の安定化につながることから、中長期的には企業価値の向上による既存株主の皆様利益拡大が図られると考えております。

なお、前述の【本新株予約権の特徴について】に記載のとおり、本新株予約権のうち第8回新株予約権及び第9回新株予約権は、行使許可条項が付されており、また、本新株予約権に付されている取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得する予定です。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、2023年6月期49.83円、2024年6月期59.33円、2025年6月期10.37円となっております。本資金調達により選択と集中を図り、持続的な成長をすることにより、当期純利益の改善が図れるものと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であるとと考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

（1）名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
（2）所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
（3）代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦
（4）事 業 内 容	投資事業
（5）資 本 金	10百万円
（6）設 立 年 月 日	2012年2月1日（注）
（7）発 行 済 株 式 数	200株
（8）決 算 期	1月31日
（9）従 業 員 数	4人
（10）主 要 取 引 先	株式会社SBI証券

(11)	主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行		
(12)	大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%		
(13)	当 事 会 社 間 の 関 係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	2024 年 1 月 期	2025 年 1 月 期	2026 年 1 月 期
	純 資 産	2,965	3,552	4,696
	総 資 産	4,243	4,610	5,097
	1 株 当 たり 純 資 産 (円)	14,826,852	17,763,725	23,480,730
	売 上 高	2,271	4,046	6,500
	営 業 利 益	154	1,001	1,429
	経 常 利 益	163	1,011	1,447
	当 期 純 利 益	207	587	1,143
	1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	1,035,182	2,936,872	5,717,005
	1 株 当 たり 配 当 金 (円)	-	-	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、2012 年 2 月 1 日にマイルストーン・アドバイザリー株式会社 (2009 年 2 月設立、旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社) による新設分割により設立されております。

※ 当社は、割当予定先から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても割当予定先の法人、割当予定先の代表取締役、役員又は主要株主 (主な出資者) が反社会的勢力とは関係がないことを確認するため、独自に専門の調査機関 (株式会社トクチョー、東京都中央区日本橋大伝馬町 11 番 8 号、代表取締役社長荒川一枝) に調査を依頼いたしました。株式会社トクチョーからは、反社会的勢力等の関与事実が無い旨の調査報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、登記簿謄本などの官公庁提出書類等の公開情報や、独自情報等から調査、分析をしたとの回答を得ております。当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、割当予定先の法人、割当予定先の代表取締役、役員又は主要株主 (主な出資者) は反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたって

は、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を進めるなかで、2025年より当社代表取締役が情報交換を続けていたマイルストーン社と、2026年4月頃より新株予約権を活用した資金調達について協議及び交渉を開始し、2026年5月に本資金調達の概要について合意いたしました。これをもって、当社は、2026年7月15日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、2009年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業複数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。マイルストーン社から開示された資料を確認したところ、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業約67社に対して、第三者割当による新株式、新株予約権及び新株予約権付社債の引受けを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、「2. 募集の目的及び理由【本資金調達方法を選択した理由】」に記載したとおり、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、本新株予約権が全部行使された場合には、理論上は同社が当社の主要株主となりますが、本新株予約権には行使制限条項（上記「2. 募集の目的及び理由 【本新株予約権の特徴について】

（2）行使制限条項」をご参照ください。）が付されているため、同社が主要株主となることはございません。また、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

（3）割当予定先の保有方針

割当予定先とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、割当予定先からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、2025年2月1日から2026年1月31日に係る割当予定先の第14期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高6,500百万円、営業利益が1,429百万円、経常利益が1,447百万円、当期純利益が1,143百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、2026年1月31日現在の純資産が4,696百万円、総資産が5,097百万円であることを確認いたしました。また、当社は割当予定先の預金口座の残高照会の写しを受領し、2026年5月28日現在の預金残高が約716百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、割当予定先が本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

割当予定先は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社

と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

(5) その他重要な契約等

当社が割当予定先との間で締結する予定の本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

また、当社は、本新株予約権を行使することができる期間中に、普通株式（発行会社及びその子会社への役職員への株式報酬制度に基づく譲渡制限付株式を除く。）、新株予約権（但し、発行会社（子会社を含む。）のストックオプション制度に基づく場合を除く。）又は新株予約権付社債を発行（以下「新株式発行等」といいます。）しようとする場合には、割当予定先が当該新株式発行等の引受けを行い、又はその割当を受ける可能性について、割当予定先との間で誠実に協議することを、本契約において合意する予定です。

7. 募集前の大株主及び持株比率

募集前（2026年3月31日現在）	
USBK SUMO JAPAN VENTURES SEGREGATED PORTFOLIO OF FUNDVIEWS SP C LTD	28.33%
豊田 亜理沙	10.02%
小川 亮	5.07%
ABN AMRO CLEARING BANK N. V., SINGAPORE BRANCH	3.74%
久保 ひふみ	3.42%
GMOクリック証券株式会社	3.2%
WMグロース4号投資事業有限責任組合	2.8%
楽天証券株式会社共有口	2.09%
株式会社SBI証券	1.72%
中谷 正和	1.71%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入し算出しております。
2. 募集前の大株主及び持株比率は、2026年3月31日時点の株主名簿を基準としております。
3. 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は2026年7月31日から2028年7月30日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
4. 本新株予約権の行使により交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は表示しておりません。

8. 今後の見通し

本第三者割当が当社の2027年6月期の業績に与える影響は軽微であると考えております。

また、本新株予約権の発行による払込みがなされるとともに本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を当社の発行済株式数に係る総議決権数で除して算出した希釈化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(単位：千円。特記しているものを除きます。)

	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
売上高	1,711,553	1,957,473	2,006,859
営業利益	164,839	231,029	123,675
経常利益	169,572	231,039	125,961
当期純利益	121,585	156,190	32,652
1株当たり当期純利益(円)	49.83	59.33	10.37
1株当たり配当金(円)	—	10.00	10.00
1株当たり純資産(円)	262.15	461.51	456.71

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2026年6月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	3,314,900株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	189,400株	5.71%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-株	-%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-株	-%

(注)．上記潜在株式数は全てストックオプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
始値	—	1,700円	1,070円
高値	—	1,990円	1,089円
安値	—	961円	410円
終値	—	1,056円	509円

(注) 当社は 2024 年 3 月 29 日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、それ以前の期間における株価情報はありません。

② 最近6か月間の状況

	2026年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始値	1,139円	1,099円	1,096円	1,146円	896円	869円

高 値	1,176 円	2,146 円	1,368 円	1,248 円	930 円	1,069 円
安 値	911 円	971 円	975 円	830 円	761 円	827 円
終 値	1,107 円	1,086 円	1,143 円	918 円	884 円	868 円

(注) 2026 年 7 月の株価については、2026 年 7 月 14 日現在で表示しております。

⑤ 発行決議日前営業日株価

	2026 年 7 月 14 日
始 値	885 円
高 値	897 円
安 値	864 円
終 値	868 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 公募増資（新規上場時）

払込期日	2024 年 3 月 28 日
調達資金の額	666,200,000 円
引受価額	1 株につき 901.60 円
募集時における発行済株式総数	2,440,000 株
当該募集による発行株式数	750,000 株
募集後における発行済株式総数	3,190,000 株
発行時における当初の資金使途	①採用費及び人件費、②システム開発費、③広告宣伝費
発行時における支出予定時期	①採用費及び人件費 2025 年 6 月期：65,400 千円 ②システム開発費 2025 年 6 月期：200,000 千円 2026 年 6 月期：100,000 千円 ③広告宣伝費 2025 年 6 月期：200,000 千円 2026 年 6 月期：100,000 千円
現時点における充当状況	2024 年 8 月 14 日付「上場時調達資金の資金使途の変更のお知らせ」にて公表しましたとおり、調達した資金の使途及び充当予定時期を一部変更しております。 ①採用費及び人件費 2025 年 6 月期：65,400 千円 ②M&A 2025 年 6 月期：300,000 千円 ③広告宣伝費 2025 年 6 月期～2026 年 6 月期：300,000 千円 ①、②については、支出予定のとおり充当済み。③については 19,000 千円を充当済み。 なお、③について、2026 年 7 月 15 日現在において支出予定時期を経過しておりますが、決算処理中であり、未充当額の有無及びその額は確認中です。決算内容が確定し、未充当額があることが判明した場合には、速やかに支出予定時期の変更の開示を行います。

10. 発行要項

グリーンモンスター株式会社第7回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 グリーンモンスター株式会社第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 1,900,000 円
3. 申込期日 2026 年 7 月 31 日
4. 割当日及び払込期日 2026 年 7 月 31 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 100,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかに行う。
7. 本新株予約権の総数 1,000 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 1,900 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、1,250 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に} \quad (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \quad \times \quad \text{に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引

いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2026年7月31日から2028年7月30日（但し、2028年7月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2026年7月15日）時点における当社発行済株式総数（3,314,900株）の10%（331,490株）（但し、第10項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%（但し、第10項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することがで

きる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新

株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

グリーンモンスター株式会社 管理部
東京都渋谷区神南一丁目 4 番 9 号

21. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 渋谷支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 1,900 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとした。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

グリーンモンスター株式会社第8回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 グリーンモンスター株式会社第8回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 1,260,000 円
3. 申込期日 2026 年 7 月 31 日
4. 割当日及び払込期日 2026 年 7 月 31 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 200,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかに行う。
7. 本新株予約権の総数 2,000 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 630 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、2,050 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に} \quad \text{（調整前行使価額－調整後行使価額）} \quad \times \quad \text{に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引

いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2026年7月31日から2028年7月30日（但し、2028年7月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2026年7月15日）時点における当社発行済株式総数（3,314,900株）の10%（331,490株）（但し、第10項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%（但し、第10項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することがで

きる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新

株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

グリーンモンスター株式会社 管理部
東京都渋谷区神南一丁目 4 番 9 号

21. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 渋谷支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 630 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとした。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

グリーンモンスター株式会社第9回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 グリーンモンスター株式会社第9回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 350,000 円
3. 申込期日 2026 年 7 月 31 日
4. 割当日及び払込期日 2026 年 7 月 31 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 350,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 3,500 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 100 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、2,500 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に} (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引

いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2026年7月31日から2028年7月30日（但し、2028年7月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2026年7月15日）時点における当社発行済株式総数（3,314,900株）の10%（331,490株）（但し、第10項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%（但し、第10項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することがで

きる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新

株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

グリーンモンスター株式会社 管理部
東京都渋谷区神南一丁目 4 番 9 号

21. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 渋谷支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 100 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとした。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上